

令和8年8月

福祉住宅（ひとり親世帯向け）

入居登録者募集

●区営福祉住宅（ひとり親世帯用）

住宅名：区営要町第2つつじ苑 2LDK（約 50 m²）：1 戸

所在地：豊島区要町 1-6-6

地下鉄有楽町線・副都心線 要町駅徒歩 5 分

構造：鉄筋コンクリート 5 階建て（平成 9 年開設）

自転車置き場・エレベーターあり

予定使用料：29,800円～44,400円

※区営要町第2つつじ苑は、民間住宅（14世帯）が併設されています。また、間取りについては下記間取り図と部屋の配置が異なることがありますので、予めご了承ください。



○この募集は、ひとり親世帯向の入居者を決めるためのものです。補欠の方は当選者の方が辞退した場合にあっせんされます。

当選者が辞退しない場合にはあっせんできません。あらかじめご了承ください。

○申し込みには、所得に制限があり一定の資格が必要です。

重要：5ページの入居資格をご確認ください。

募集期間	令和8年8月1日(土)～8月14日(金) 最終8月14日(金)の申込受付時間は23時59分となります。
------	---

申込方法 (1) 電子申請で受け付けます。 **HPのLogoフォームより申込んでください。**
 (2) 必要項目を入力し、申請してください。
 (3) **必ずEメールアドレスをご記載ください。** ※SMS(ショートメッセージサービス)は不可
 抽選番号や当選結果はEメールでお知らせいたします。
 「A0029452@city.toshima.lg.jp」「@logoform.jp」からのメールを受信できるようにしておいでください。(迷惑メールフォルダに入る場合があります。)
 メールが届かない場合は無効になる場合があります。メール送信予定日以降に届かない場合はお問合せ下さい。

ご注意 (1) 申込は1世帯につき1通1団地です。同一人の氏名による重複の申込みや、虚偽の申込みをした場合は無効となります。
 (2) この募集は**一般世帯および単身者は申込みできません。**
 (3) 他の募集(公的住宅含む)で、すでに審査に合格されている方は、原則として申し込めません。
 (4) 申込期間に同居している親族との申込が原則です。(現在の世帯を分けての申込みはできません。)
 (5) 申込者本人が豊島区内に住んでいて、そのことが住民票で確認できることが必要です。

抽選日 令和8年8月21日(金)午前10時00分～

区役所本庁舎5階・509会議室

☆抽選番号の通知は令和8年8月19日(水)頃発信します。

☆抽選結果の通知は令和8年8月26日(水)頃発信します。

☆当日は会場においてにならなくてもさしつかえありません。**(当選落選に影響しません)**

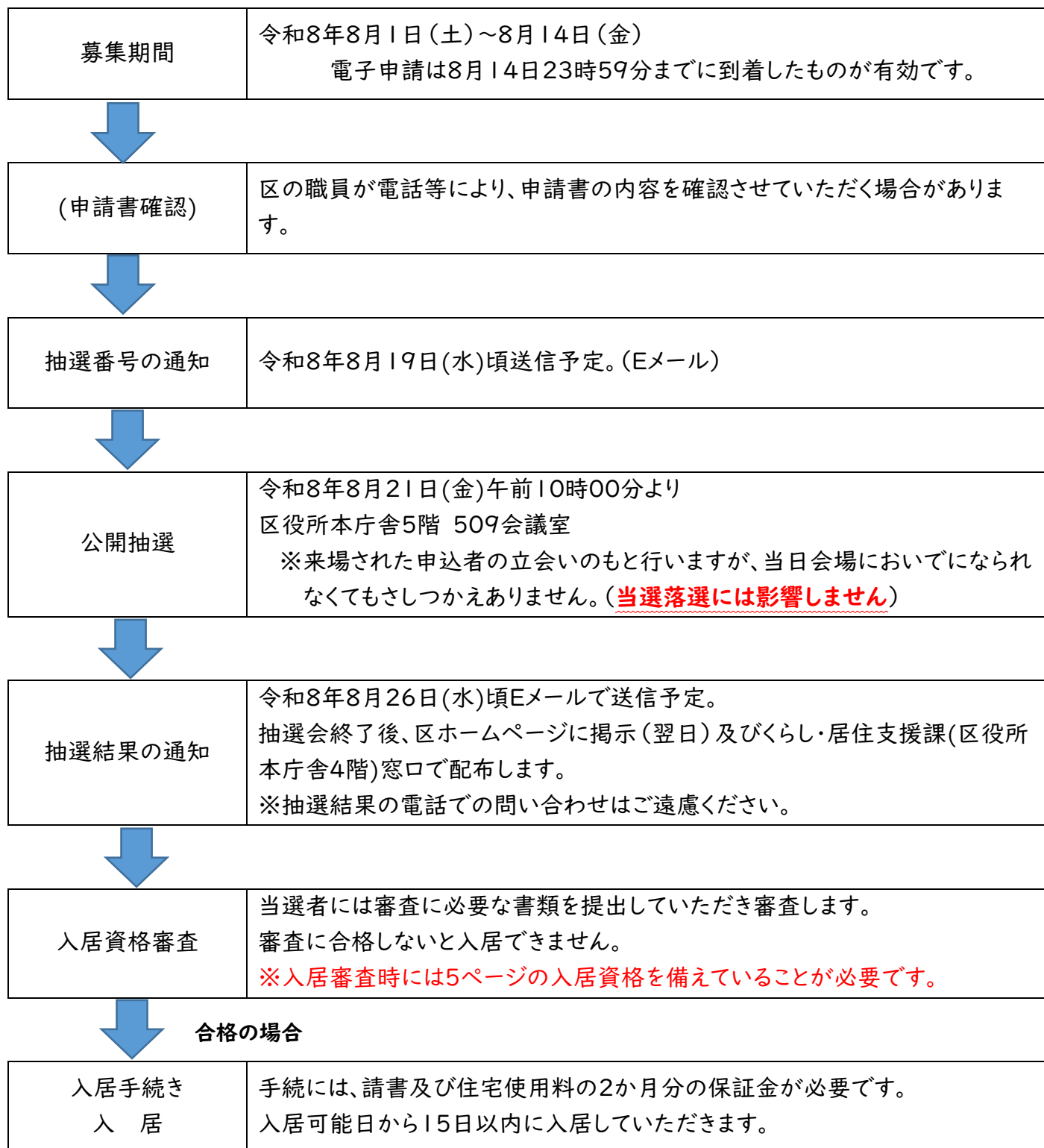
住宅の使用料の決定

- ・住宅の使用料は、世帯の所得・住宅のある地域・住宅の広さ・建築年数等によって決められています。
- ・使用料決定に関する国の基準が改正された場合は、使用料が変更になることがあります。
- ・住宅使用料は毎年収入報告書を提出していただき、それに基づき翌年4月以降の使用料を決定します。
- ・所得が一定基準以下の世帯は、申請により使用料を減額する制度があります。

次の事項についてはあらかじめご承知おきください。

- ・住宅使用料の他に、月額3,600円かかります。(生活保護受給世帯は月額1,800円)
- ・ひとり親世帯向けの住宅であるため、ひとり親要件を欠くことになった場合は明渡していただきます。
- ・住宅使用料は毎年6月に「収入報告書」を提出していただき、それに基づき決定します。
- ・所得が一定基準以下の世帯は、申請により使用料を減額する制度があります。
- ・建物の構造上、共同生活であることを十分にご理解の上で生活していただきます。
- ・住宅を居住以外の目的(事務所・教室等)に使用することはできません。
- ・ペットや動物の飼育は禁止です。
- ・火災防止のため、ストーブ(灯油・石油・ガス・電気など)の使用は禁止です。
- ・バルコニーや廊下等の共用部分には物は置けません。また、バルコニーは火災等の緊急時に備え、隣住戸への避難口または上下階へのハッチ等が設置されているため、その妨げとなる物は置かないでください。
- ・各居室は原則照明器具、エアコンは取り付けておりません。
- ・自転車置き場は原則1世帯あたり2台のみのスペースとなります。
- ・退去にあたっては、住戸を入居時の原状と同様にしていただきます。(原状回復工事の実施)
- ・この物件は**令和12年度以降返還予定**です。時期となりましたらこちらが指定する区営住宅に転居となります。お子様の学区や、生活拠点が変わる場合もございますのでご注意ください。

●申し込みから入居まで



●入居資格

申込みできる方は、申込日現在次の①～⑤のすべてにあてはまる必要があります。

①豊島区内に1年以上居住していること

- ・申込者本人が、令和7年8月15日以前から申込の日まで引き続き1年以上豊島区に住んでいて、そのことが住民票で確認できること。

②ひとり親世帯であること

- ・ひとり親とは、配偶者のない(死別・離別等)方で現に扶養している18歳未満の(平成20年8月3日以降の生まれ)子どものみと世帯を構成しているものであること。
- ・入居期限は末子が20歳になるまでです。

③住宅に困っていること

- ・原則として、自家所有者(住宅または土地の所有者)、公的な住宅(UR賃貸住宅・公社住宅・都営住宅等)の入居者は申し込めません。

④所得が定められた基準以下であること(6ページ参照)

- ・あなたの世帯の家族数、所得金額を別紙の所得基準表にあてはめて確認してください。
- ※注意 所得基準・申し込み資格などを間違えた申込は失格となります。

⑤申込者(同居親族を含む)が暴力団員でないこと

- ・ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照合する場合があります。

◎入居登録者について

抽選により入居登録者を決定します。入居登録者については、当選者の方から住宅をあっせんします。補欠の方は上位の方が辞退した場合にあっせんします。

その後入居資格審査を行い、合格すると入居できます。入居手続きには、住宅使用料の2か月分の保証金と請書の提出が必要です。

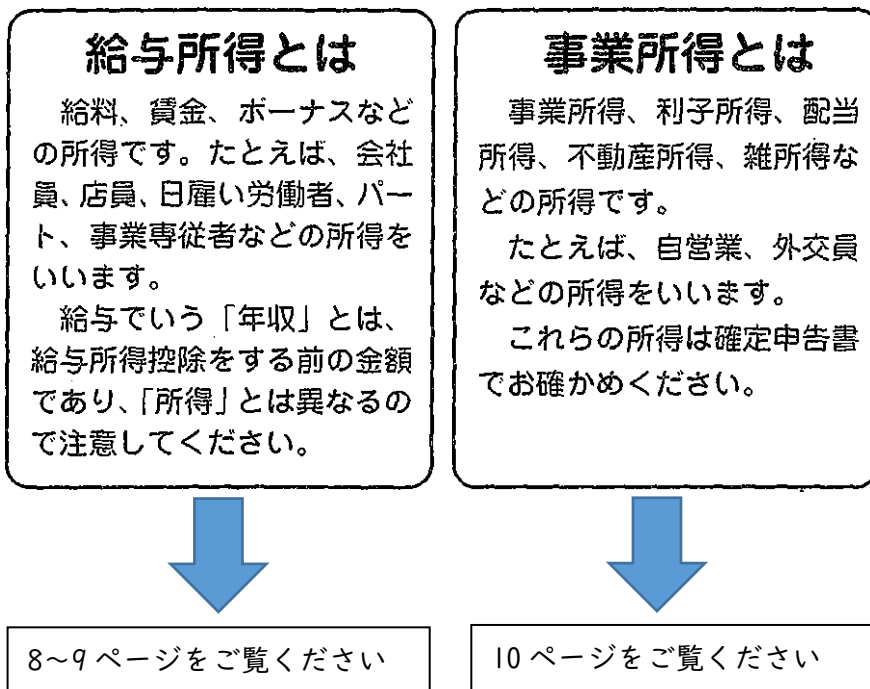
◎入居登録者の資格について

入居登録者となった方の資格期間は令和9年8月20日までとなります。

補欠の方は当選者が辞退しない場合にはあっせんできません。あっせんできるあき家が発生しない場合には通知はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

●所得金額の計算方法

1. まず所得の種類を確かめましょう



☆所得としないもの

① 次の収入は0円とし、所得となりません。

仕送り、増加恩給(これに併給される普通恩給を含む)、遺族年金、障害年金、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料等の非課税所得、退職金等の一時的な所得。

② 過去に収入があっても、申込日現在失業中の方は0円とします。(ただし人材派遣会社に登録されている方は、その登録が抹消されていることが必要です。)

③ 現在は収入があっても、申込日以降、令和8年9月末日までに退職することが申込時に確定しており、かつ、退職後無職・無収入となり、そのことが資格審査のときに証明できる方は、申込書に退職年月日を記入のうえ0円とすることができます。(ただし、人材派遣会社に登録されている方は、その登録を抹消された日が退職年月日となります。)

2. 家族全員の所得の合計はいくらですか？

所得基準表は申込日現在の、家族全員の「所得金額の合計」でみます。

収入のある人の 名前	(所得金額) - [11 ページ下表② の特別控除金額]
	() — ()
	() — ()
	() — ()
合 計	

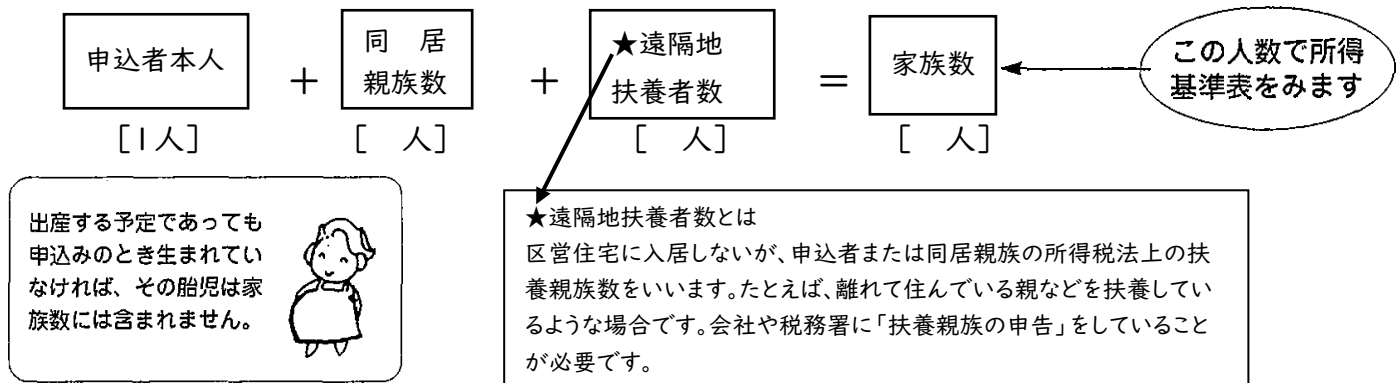
☆特別控除金額
所得金額から差し引いてください。
詳しくは11ページをご覧ください。

11 ページの上表①
の特別控除金額

あなたの家族の
所得金額

3. 家族は何人ですか？

①所得基準表の家族数とは



②申込みの際の世帯の人数とは

実際に住宅に入ろうとする人数のことであり、遠隔地扶養者数を含みません。

4. 所得基準表

あなたの世帯の家族数、所得金額を次の所得基準表にあてはめ、確認してください。

※家族数が7人以上の世帯は、1人増えるごとに38万円を加算してください。

家族数	所得金額(※)	
	一般区分	特別区分
2人	0円～2,276,000円	0円～2,948,000円
3人	0円～2,656,000円	0円～3,328,000円
4人	0円～3,036,000円	0円～3,708,000円
5人	0円～3,416,000円	0円～4,088,000円
6人	0円～3,796,000円	0円～4,468,000円

※所得区分については、下の要件のいずれかに当てはまる世帯は特別区分を適用します。

下の要件のいずれも当てはまらない世帯は一般区分を適用します。

①心身障害者を含む世帯 申込者本人または同居親族が次のいずれかに当てはまること。 ア身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者 イ重度または中度の知的障害者(愛の手帳の場合は総合判定で1～3度) ウ精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者(障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。) エ戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者
②60歳以上の世帯 申込者本人が60歳以上(昭和41年8月15日以前の生まれ)かつ、同居親族全員が60歳以上であること。
③原子爆弾被爆者を含む世帯 申込者本人または同居親族が厚生労働大臣の認定書(被爆者健康手帳ではありません)の交付を受けている原子爆弾被爆者であること。
④海外からの引揚者を含む世帯 申込者本人または同居親族が海外からの引揚者で日本国に引き揚げた日から起算して5年を経過していない人(厚生労働省の発行する引揚証明で確認できること)。
⑤ハンセン病療養所入所者等を含む世帯 申込者本人または同居親族がハンセン病療養所入所者等であり、そのことが国立ハンセン病療養所長等の証明書で証明できること。
⑥高校修了期までの子どもがいる世帯 同居親族に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がいること。

●給与所得の方(会社員・店員・日雇い・パート・アルバイト等)

①現在の勤め先へ就職した日が、令和7年1月2日以降の方

現在の勤め先での、あなたの月別
収入を記入してください。

働いた月	税込支給額	賞 与
年 月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
合 計	収入計	賞与計

次の(1)(2)(3)からあてはまるケースを選び、収入を計算します。

(1) 就職した日が令和7年1月2日～令和7年3月31日までの方
[令和7年3月から令和8年2月までの合計となります。]

$$\boxed{\text{収入計}} + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

(2) 就職した日が令和7年4月1日以降の方
(就職した翌月から令和8年3月までの収入計を、
収入のあった月数で割り、それを12倍します。
それに、その間の賞与を加えます。)

$$\frac{\boxed{\text{収入計}}}{\boxed{\text{収入のあった月数}}} \times 12 + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

(3) 就職した日が最近で、まだ1か月分の給料が支給
されていない方
(基本給、家族手当、住宅手当など毎月必ず支給)
(される固定的給与を12倍してください。)

$$\boxed{\text{固定的給与}} \times 12 = \boxed{\text{推定年収}}$$

申込書の
年間所得金額欄

年間所得金額
円

10 ページ下表
で計算した所
得金額を記入
してください。

年間総収入額

- ※ 病気等により、1か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算してください。
- ※ 2か所以上から給与を受けている場合は、合算したのちに所得金額に換算してください。

②現在の勤め先へ就職した日が、令和7年1月1日以前の方

《源泉徴収票のでる方》

令和7年分 給与所得の源泉徴収票

年間総収入額	年間所得金額
円	円

●この金額が所得金額です。

《源泉徴収票のでない方》

令和7年1月から令和7年12月までの税込支払額を合計した金額が年間総収入額となります。次に下段の計算式で年間総収入額を所得金外に換算します。

※病気等により、1カ月以上収入のない月がある場合、その月を除いて推定計算してください。

※2カ所以上から給与を受けている場合は、合算したのち所得金額に換算してください。

◎年間総収入額を所得金額に換算します

12カ月分の収入額	税法上の所得金額		区営住宅の所得金額
651,000円未満の方	0円		0円
651,000円以上 1,900,000円未満	12か月分の収入額－650,000円		税法上の所得金額 －100,000円
1,900,000円以上 3,604,000円未満	●つぎのとおり、12か月分の収入額を 端数処理します。 12か月分の収入額 ÷ 4 = A → Aの1,000円未満を切り捨てた額 = B → Bを右の計算式にあてはめてください	B×2.8－80,000円	税法上の所得金額 －100,000円
3,604,000円以上 6,600,000円未満		B×3.2－440,000円	
6,600,000円以上 8,500,000円未満	12か月分の収入額×0.9－1,100,000円		

※「区営住宅の所得金額」が計算によりマイナスになる場合は、「0円」としてください。

●事業所得の方(自営業・外交員等)

①現在の仕事を始めた日が、令和7年1月1日以前の方

(1) 確定申告をしている方

令和 07 年分の所得税の 確定 申告書 B

〈第一表〉

所得金額	事業等	①	
	業農	②	
	不動産	③	
	利子	④	
	配当	⑤	
	給与	⑥	
	雑	⑦	
	総合譲渡・一時 ⑧+[(⑨+⑩)×1/2]	⑧	
	合計	⑨	

申込書の
年間所得金額欄

年間所得金額
円

●この金額から⑧(総合譲渡・一時所得)を差し引いた金額が所得金額となります。

〈第二表〉

○ 事業従事者に関する事項

事業専従者の氏名	日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
⑤ 専従者給与(控除)額の合計額			

※配偶者や子どもを事業専従者としている場合、この事業専従者の所得を10ページ下部の計算式で所得に換算して申込書の年間所得金額欄に記入してください。

(2) 確定申告していない方 令和7年1月から令和7年12月までの所得金額の合計となります。

②現在の仕事を始めた日が、令和7年1月2日以降の方

○ 次の(1)(2)からあてはまるケースを選び、所得を計算します。

(1) 現在の仕事を始めた日が令和7年1月2日~令和7年3月31日までの方
(令和7年3月から令和8年3月までの合計となります。)

推定所得金額

(2) 現在の仕事を始めた日が令和7年4月1日以降の方
(現在の仕事を始めた翌月から令和8年4月までの所得金額の合計を営業した月数で割り、それを12倍します。)

所得合計金額

営業した月数

$\times 12 =$

推定所得金額

申込書の
年間所得金額欄

年間所得金額
円

現在の仕事を始めたときからの月別の収入金額、必要経費、所得金額を記入してください。

働いた月	収入金額	必要経費	所得金額
年 月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
合計			

※病気等により、1か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算してください。

●特別控除について

次の「控除の種類」にあてはまる場合には、①の場合は申込世帯の合計所得金額から、②の場合はその人の所得金額から、それぞれの特別控除金額を差し引きます。

① 申込世帯の合計所得金額から差し引くもの（申込者・同居親族・遠隔地扶養者が対象です）

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる人	備考
㉗老人扶養控除	1人につき10万円	所得税法上の扶養親族で70歳以上の人	①の特別障害者控除を受ける人は、②の障害者控除を合わせて受けることはできません。
㉘特定扶養控除	1人につき25万円	所得税法上の扶養親族で16歳以上23歳未満の人	
㉙障害者控除	1人につき27万円	1 愛の手帳等の交付を受けている人で3度・4度の人 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で2級・3級の人（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） 3 身体障害者手帳の交付を受けている人で3級～6級の人 4 戦傷病者手帳の交付を受けている人で第4項症～第2目症の人 5 65歳以上の人で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所の認定書の交付を受けている人	
㉚特別障害者控除	1人につき40万円	1 愛の手帳等の交付を受けている人で1度・2度の人 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級の人（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） 3 身体障害者手帳の交付を受けている人で1級・2級の人 4 戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症～第3項症の人 5 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く人 6 原子爆弾被爆者の人で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている人 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する人 8 65歳以上の人で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所の認定書の交付を受けている人	

①の特別控除金額の合計 万円 7 ページ の特別控除金額へ

② 特別控除を受けられる人に所得があるとき、その人の所得から差し引くもの

（申込者が対象です。）ただし、その人の所得金額が特別控除金額よりも少ない場合は、その所得金額のみ差し引きます。

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方	備考
寡婦控除	27万円	夫と離婚した後婚姻をしていない方で次の①および②の方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②扶養親族を有する方	特別控除を受けられる方の所得が特別控除金額よりも少ないときは、その所得金額と同等のみ差し引きます。
		夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方（「扶養親族または生計を一にする子」のいない方もあてはまります。）	
ひとり親控除	35万円	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない方で、次の①および②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②生計を一にする子を有する方	

②の特別控除金額 万円 それぞれ6 ページ の特別控除金額へ

※表中の16歳以上23歳未満の人とは平成15年8月3日～平成22年8月15日生まれの人

※表中の65歳以上の人とは昭和36年8月15日以前生まれの人

※表中の70歳以上の人とは昭和31年8月15日以前の生まれの人

※「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方、婚約者およびパートナーがいない場合をいいます。